

「保税物流園区に関する管理弁法 (和文仮訳)」

2006年12月15日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和國税関 保税物流園區に関する管理弁法

税関総署令第 134 号

第一章 総則

第一条 税関の保税物流園區及びその出入貨物、保税物流園區の企業及びその経営行為の管理を規範化するため、『中華人民共和國税関法』とその関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法全てで称する保税物流園區（以下、「園區」と称する）とは、国務院の批准を経て、保税區計画面積或いは保税區に隣接する特定港区内に設立するものであり、現代国際物流を専門的に発展させる税関特殊監督管理区域を指す。

第三条 税関は園區に機構を派遣駐留し、本弁法に基づき園區を出入する貨物、輸送工具、個人の携帯物品および園區内の関連場所を 24 時間監督管理する。

第四条 園區と中華人民共和國国内のその他の地区（以下、「区外」と称する）の間は、税関監督管理要求に合致するカート口（原文；「卡口」）、囲い網で隔離された施設、テレビ監視システム及びその他の税関監督管理場所に必要な施設を設置しなければならない。

第五条 園區内に設立する倉庫、置き場、検査場所や業務の指揮・指導・捜査に必要な場所は、工業生産加工場所と商業性消費施設を建設してはならない。

税関、園區行政管理機構及びその経営主体、園區内に設立する企業（以下、「園區企業」と称する）などの団体の事務所は園區計画面積内、囲い網外の園區総合事務区内に設置しなければならない。安全守衛員と関連部門、企業の当番職員を除き、その他の者は、園區内に居住してはならない。

第六条 税関総署は国務院関連部門に協力して本弁法第四条、第五条第一条項に規定する関連施設、場所について検査を経て合格した後、園區における関連業務の展開を許可する。

第七条 園區は下記の業務を展開することができる。

- （一） 輸出入貨物及びその他の税関手続未了貨物の保管
- （二） 保管する貨物に対しての流通性簡単加工と付加価値サービスの展開
- （三） 輸出入貿易、中継貿易を含む
- （四） 国際調達、流通販売（原文；「分銷」）、配送
- （五） 国際中継
- （六） 検査、修理
- （七） 商品展示
- （八） 税関の批准を経たその他の国際物流業務。

第八条 園区では商業小売、加工製造、リメイク、解体及びその他の園区と関係のない業務を展開してはならない。

第九条 下記の事情がある場合、園区企業は規定期日内に書面で園区主管税関に報告し関連手続きを行わなければならない。

- (一) 不可抗力などの災害に遭遇した場合
- (二) 税関監督管理貨物が行政執法部門或いは司法機関により封鎖、差押などの強制措置をとられた場合。
- (三) 税関監督管理貨物が窃取された場合
- (四) 法律、行政法規に規定するその他の事情。

上述事情の報告時間は、第(一)項が発生した日から5営業日以内、第(二)から(四)項が発生した日から3営業日以内とする。

第十条 園区と区外の間で出入する税関監督管理貨物に対して、園区主管税関は企業に相応の担保を提供するよう要求することができる。

第十一条 法律、行政法規が輸出入を禁止する貨物、物品は、園区に搬出入してはならない。

第二章 税関の園区企業に対する管理

第十二条 園区企業は企業法人資格を有する必要がある。園区企業は業務の展開前、『中華人民共和國税関 通関団体登記登録管理規定』及び関連規定に基づき税関に登記登録手続きを行わなければならない。

特殊状況のもと、直属税関の批准を経て、区外法人企業は法に基づき園区内で支部機構を設立することができる。

第十三条 園区企業は下記の条件を具備しなければならない。

- (一) 税関に税金を納付すること、その他の法定義務を履行する能力を有すること。
- (二) 園区内に専用の営業場所を保有すること。

第十四条 園区企業が営業場所、面積、住所などの事項を変更する場合、直属税関の批准を経なければならない。名称、組織機構、性質、法定代表人、登記資本などの登記登録内容を変更する場合、変更後5営業日以内に直属税関に報告して記録しなければならない。

園区企業に前項以外のその他の変更事情がある場合、法律、行政法規の関連規定に基づき園区主管税関に報告し関連手続きを行わなければならない。

第十五条 税関は園区企業に対して電子帳簿監督管理制度とコンピューターネットワーク管理制度を実行する。

園区行政管理機構或いはその経営主体は税関の指導のもと「電子通関(原文:「電子口岸」)」を経て税関、園区企業及びその他の関連部門に提供する電子データ交換と情報の相互共有を行うコンピューター公共情報プラットフォームを確立する。

園區企業は税関監督管理要求に合致するコンピューター管理システムを確立し、税関にデータを閲覧する末端設備を提供し、税関規定に基づく認証方式やデータ標準に従い税関とネットワークで接続する。

第十六条 園區企業は『中華人民共和国会計法』及び関連法律、行政法規の規定に基づき、財務管理を規範化し、税関の監督管理要求に合致する帳簿、報告表、当企業の財務状況や関連園區貨物の出入、物品の倉庫保管、譲渡、転移、販売、簡単加工、使用などの状況を記録し、事実に基づき関連票証、帳簿を記入するとともに、合法的に、有効な証憑に基づき記帳と計算を行う。

園區企業は月次の貨物の出、入、移転、保管状況表と年度財務会計報告を編制し、定期的に園區主管税関に報告しなければならない。

第三章 税関の園區出入貨物に対する監督管理

第一節 園區と国外間の出入貨物に対する監督管理

第十七条 税関は園區と国外間の貨物の出、入に対して報告記録制管理（原文：「備案制管理」）を実行する。但し、園區で自己使用する免税輸入貨物、国際中継貨物或いは法律、行政法規で別に規定する貨物を除く。国外貨物が港に到着した後、園區企業（或いはその代理人）は、先ず積荷明細書に基づき直接園區に輸送し、その後、再び輸入貨物届出目録に基づき園區主管税関に申告手続きを行うことができる。

第十八条 園區と国外間で出入する貨物は園區主管税関に申告しなければならない。園區貨物の出入国港が園區主管税関の管轄区域でない場合、園區主管税関の批准を経て、港での税関申告手続きを行うことができる。

第十九条 園區内でFCL（原文：「整箱」）の出入、二次LCL混載（原文：「拼箱」）などの国際中継業務を展開する場合、この項目の業務を展開する企業は税関に電子積荷明細書データを送信し、園區企業は園區主管税関にコンテナ引取、集中輸送（Consolidation；原文：「集運」）などを申告し、積荷明細書などの証票に基づき出入国申告手続きを行う。

第二十条 園區から国外に輸送する貨物は、法律、行政法規で別途規定がある場合を除き、輸出関税の徴収を免除する。

第二十一条 下記の貨物、物品は国外から園區に進入するとき、税関は免税手続きを行う。

- （一） 園區の基礎施設建設プロジェクトに必要な設備、物資など
- （二） 園區企業が業務展開に必要な機器、積降設備、倉庫保管設備、管理設備及びその修理用消耗品、部品及び工具
- （三） 園區行政管理機構及びその経営主体と園區企業が自己使用する合理的数量の事務用品。

第二十二条 下記の貨物は国外から園區に進入するとき、税関は保税手続きを行う。

- （一） 園區企業の業務展開に必要な貨物及びその包装物品材料

- (二) 加工貿易輸入貨物
- (三) 中継貿易貨物
- (四) 外国商人が暫定的に保管する貨物
- (五) 国際航行船舶と航空機に提供する物品材料、修理用部品
- (六) 輸入寄託販売貨物
- (七) 入国する際の検査測定、修理貨物及びその部品
- (八) 注文品確認に提供する展覧品、サンプル品
- (九) 通関手続未了の一般貿易貨物
- (十) 税関の批准を経たその他の入国貨物。

第二十三条 園区行政管理機構及びその経営主体と園区企業が国外から輸入する自己使用の交通輸送工具、生活消費用品は、一般貿易輸入貨物の関連規定に基づき税関に申告手続きを行う。

第二十四条 園区と国外間で入出する貨物は、輸出入許可証管理を実行しない。但し、法律、行政法規、規章で別に規定するものを除く。

第二節 園区と区外間で入出する貨物に対する監督管理

第二十五条 園区と区外間で出入する貨物は、園区企業或いは区外の貨物受取人、発送人(或いはその代理人)が園区主管税関で申告手続きを行う。

園区企業は区外で輸出入貿易業務に従事し、且つ貨物が実際園区に出入しない場合、貨物の受取人、発送人所在地の主管税関或いは貨物が実際出入国する港の税関で申告手続きを行うことができる。

第二十六条 園区貨物を区外に輸送することを輸入と見なし、園区企業或いは区外の貨物受取人(或いはその代理人)は輸入貨物の関連規定に基づき園区主管税関に申告し、税関は貨物が園区から出る時の実際監督管理方式による関連規定に従って手続きを行う。

第二十七条 園区企業は税関区を跨いで貨物を配送する、或いは当地外企業が園区で貨物を受け取る場合、園区主管税関で申告手続きを行うことができ、税関規定に基づき輸入税関移転手続(保税移転手続)を行うこともできる。

第二十八条 法律、行政法規、規章規定に基づき集中申告してはならない貨物を除き、園区企業は小ロット、高頻度で出、入する貨物の場合、園区主管税関の批准を経て集中申告手続きを行うことができ、且つ、毎回貨物を輸出入するとき、税関が当該貨物の申告を受けた日に実施する税率、外貨レートを適用する。集中申告の期限は1ヶ月を超えてはならず、年度を越えて手続きしてはならない。

第二十九条 区外貨物を園区に搬入することを輸出と見なし、園区企業或いは区外の貨物発送人(或いはその代理人)は園区主管税関に輸出申告手続きを行う。輸出関税を徴収する必要がある商品は、税関が関連規定に基づき輸出関税を徴収する。許可証管理に属する商品は、同時に税関に有効な輸出許可証を提出しなければならない。但し、法律、行政法規、規章が別に規定しており、出国申告環節において輸出許可証を提出する場合を除く。

輸出税還付の手続きを行う輸出貨物の通関申告書証明綴りの発給手続きを使用する場合は、下記の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 区外から園区に搬入して園区企業の業務展開に提供する国産貨物及びその包装物品材料は、園区企業或いは区外の貨物発送人(或いはその代理人)が輸出貨物通関申告書を記入し、税関が輸出貨物の関連規定に基づき手続きを行い、輸出貨物通関申告書証明綴りを発給する。貨物を保税転送により輸出する場合は、発送地税関は、保税移転貨物がすでに園区に進入したことを園区主管税関が確認し電子回答を受け取った後、輸出貨物通関申告書証明綴りを発給する。
- (二) 区外から園区に搬入して行政管理機構及びその経営主体や園区企業に提供して使用する国産基礎建設物資、機器、積降設備、管理設備などは、税関は輸出貨物の関連規定に基づき手続きを行い、輸出貨物通関申告書証明綴りを発給する。
- (三) 区外から園区に搬入し園区行政管理機構及びその経営主体と園区企業に提供して使用する生活消費用品、事務用品、交通輸送工具などは、税関は輸出貨物通関申告書証明綴りを発給しない。
- (四) 区外から園区に搬入するもと(原文:「原」)の輸入貨物、包装物品材料、設備、基礎建設物資などは、区外企業が税関に上述貨物或いは物品リストを提供し、輸出貨物の関連規定に基づき申告手続きを行わなければならない。税関は輸出貨物通関申告書証明綴りを発給しない。以前納付済みの関税や輸入環節増値税、消費税は返還しない。

第三十条 園区から区外に輸送する貨物が免税である場合は、税関は輸入免税貨物の関連規定に基づき手続きを行う。

第三十一条 園区主管税関の批准を経て、園区企業は、園区総合事務区専用の展示場で商品展示活動を催すことができる。展示貨物は、園区主管税関に報告記録し、税関監督管理を受けなければならない。

園区企業は区外のその他の地方で商品展示活動を催す場合、税関は暫定的輸入貨物に対する管理規定に基づき関連手続きを行わなければならない。

第三十二条 園区行政管理機構及びその経営主体と園区企業が使用する機器や設備、事務用品などを、区外へ輸送して検査、修理を行う必要がある場合、園区主管税関に申請を提出し、園区主管税関の批准を経て、登記後区外へ輸送することを許可する。

第三十三条 区外に輸送して検査、修理を行う機器や設備、事務用品などは区外に留まって使用してはならないとともに、輸送した日から60日以内に園区に戻さなければならない。特殊情况により期間内に戻ることが出来ない場合、園区行政管理機構及びその経営主体や園区企業は期限満了日の10日前までに、書面で園区主管税関に期日延長を申請し、その延長期限は30日を超えてはならない。

第三十四条 検査、修理が完了して園区に返還する機器、設備等は以前の物でなければならない。新しい部品或いは付属品の交換があった場合は、以前の部品或いは付属品と共に園区に返還しなければならない。

区外で交換した国産部品或いは付属品は、税還付が必要な場合、園区企業或いは区外企業が申請を提出し、園区主管税関が輸出貨物の関連規定に基づき手続きを行い、輸出貨物通関申告書証明綴りを発給する。

第三十五条 区外のもとの輸入貨物を出国返還する必要がある、或いはもとの輸出貨物を再入国輸送する必要がある場合は、園区を通して出入国する或いは園区に出入して保管してはならない。

無代価弁償貨物の規定に基づき交換する区外のもとの輸入貨物は、区外に留め出国輸送返却しない場合、園区に搬入させてはならない。

第三節 園区内の貨物に対する監督管理

第三十六条 園区内の貨物は自由に移動できる。園区企業は貨物を譲渡、転移するとき、貨物の具体的品名、数量、金額など関連事項を税関の電子データに報告記録し、譲渡、転移後、税関で報告審査手続きを行わなければならない。

第三十七条 園区企業は、園区主管税関の許可を得ずに保管貨物を抵当、質、留置、他用途移転或いはその他の処置を行ってはならない。

本弁法第二十一条の規定に基づき免税で園区内に搬入する貨物、物品は、本条前条項の規定を適用する。

第三十八条 園区企業は保管する貨物に対して流通性簡単加工や付加価値サービスを展開することができ、これらには級別分類、分解選別、個別包装、計量、組合せ包装、ラミネート、マーク・コード印刷、標識貼付、梱包取替え、集約梱包(原文:「拼装」)など商業性付加価値のある補助製作業を含む。

第三十九条 園区内で修理業務の展開を申請する企業は法人資格を有し、園区主管税関で登記記録を行わなければならない。園区企業が修理する製品及びその部品は国外からのものに限り、検査修理後の製品、交換する部品及び修理過程で発生する物品材料などは再度出国輸送しなければならない。

第四十条 園区企業が業務展開を行う日から、毎年園区主管税関に報告審査手続きを行わなければならない。園区主管税関は報告審査申請を受理した日から 30 日以内に倉庫の審査を行う。企業の関連帳簿、原始データは倉庫審査終了日から少なくとも 3 年間保留しなければならない。

第四十一条 園区に搬入する国内輸出貨物が税還付手続きを行っていない場合で、品質或いは規格の原因で輸出企業に返還するとき、園区企業は当該貨物の園区に搬入申告の日から 1 年以内に申請を提出し、輸出企業所在地主管税務部門が発給した輸出税額還付未処理の輸出税還付証明書を提出しなければならない。その後、園区主管税関の批准を経て、輸送返却手続きを行うことができ、輸入税関、輸入環節増値税、消費税を納入する必要はない。税関が関税をすでに徴収している場合は、これを返却しなければならない。貨物を保税移転方式で園区に搬入する場合、園区企業が発送地税関の輸送返却連絡票を提出した後、園区主管税関は関連手続きを行う。

入国貨物が流通性簡単加工を行っておらず、現状のまま輸送返却して出国する必要がある場合、園区企業は園区主管税関に輸送返却手続きを行うことができる。

すでに輸出税還付手続きを行った貨物或いはすでに流通性簡単加工を行った貨物（入国貨物を含む）を輸送返却する必要がある場合、輸出入貨物の関連規定に従って税関手続きを行う。

第四十二条 流通性簡単加工を行った貨物を除き、区外から園区に搬入する貨物が品質、規格型番と契約不一致などの原因により、現状のまま輸出企業に返却し交換する必要がある場合、園区企業は貨物の園区搬入申告日から1年以内に園区主管税関に返却交換手続きを行わなければならない。税関は『中華人民共和国税関輸出入貨物徵稅管理弁法』の関連規定に従って手続きを行う。

交換する貨物を園区に搬入するとき、輸出許可証の取得を免除し、輸出関税の徴収を免除することができる。但し、税関は輸出貨物通関申告証明綴りを発行しない。

第四十三条 園区企業が危険化学工業品や易燃易爆物品の保管業務を展開する必要がある場合、安全生産管理、消防、環境保護などの関連部門の行政許可を取得し、園区主管税関に報告して記録しなければならない。備蓄タンク、装置、設備などの施設に関しては、税関の監督管理要求に合致しなければならない。

パイプラインを通して園区に出入する貨物は、計量検査測定装置とその他の税関監督管理施設、設備を配備しなければならない。

第四十四条 法律、行政法規規定で廃棄を言明してはならない貨物を除き、園区企業は貨物廃棄を申請することができる。

廃棄貨物は園区主管税関が法に基づき受け取り売却し、売却した収入は税関が関連規定に基づき処理する。法に基づき売却した後、企業は当該貨物の廃棄申請と園区主管税関の貨物受け取り売却の関連証票に基づき消込手続き（原文：「核銷」）を行う。使用価値がなく売却できないと税関が審査確定した場合は、企業が自己処理し、園区主管税関が直接消込手続きを行う。廃棄貨物に対する税関が受け取って売却する前に必要な倉庫保管などの費用は、企業が自己負担する。

規定に基づき焼却する必要のある廃棄貨物は、企業が焼却する責任を負い、園区主管税関は職員を派遣して監督することを許可する。園区主管税関は関連主管部門の証明資料に基づき消込手続きを行う。

第四十五条 不可抗力により園区貨物を損壊、破損、消失する場合、園区企業はすぐに書面で園区主管税関に報告し、理由を説明して保険、災害鑑定部門の関連証明を提出しなければならない。園区主管税関の審査確認を経て、下記の規定に基づき処理する。

- （一） 貨物の消失、或いは消失していないが完全に使用価値を失っている場合は、税関が消込手続きと免税手続きを行う。
- （二） 入国貨物が損壊、破損し、もとの使用価値を失っているが再利用できる場合、園区企業は園区主管税関に輸送返却手続きを行うことができる。出国して輸送返却せず、区外への輸送要求がある場合は、園区企業は申請を提出し、園区主管税関の審査批准を経て、被害を受けた貨物の使用価値に基づき、評価、徴税を行った後、園区外に輸送する。
- （三） 区外から園区に進入した貨物が損壊、破損し、もとの使用価値を失っているが再利用でき、かつ、輸出企業に返却し交換する必要がある場合は、損壊した貨物と同一の品名、規格、数量、価格の貨物を返却交換し、園区主管税関に輸送返却手続きを行うことができる。

区外に輸送返却する必要がある場合で、輸出税還付手続きを行っていない場合、園区主管税関に輸送返却手続きを行うことができる。すでに輸出税還付手続きを行っている場合は、本条第（二）項の入国貨物区外輸送の関連規定に基づき手続きを行う。

第四十六条 保管が良好でないなどの非不可抗力により貨物の損壊、破損、消失が起こった場合、下記の規定に基づき手続きを行う。

- （一） 国外から園区に搬入した貨物について、園区企業は一般貿易輸入貨物の規定に基づき、貨物の園区搬入時の税関が申告書受理日に適用する税率、外貨レートに従って、法に基づき税関に損壊、消失貨物のもとの価値の関税、輸出環節増値税、消費税を納付する。
- （二） 区外から園区に搬入する貨物について、園区企業は、輸出によって返却した国内環節関連税収を再度納付しなければならず、税関はこれに従って消込手続きを行う。

第四十七条 園区貨物の保管期限を設定しない。

第四節 園区とその他の税関特殊監督管理区域、 保税監督管理場所間を往来する貨物に対する監督管理

第四十八条 税関は園区と税関特殊監督管理区域あるいは保税監督管理場所との間を往来する貨物に対して、継続的に保税監督管理を実行し、輸出貨物通関申告書証明綴りを発給しない。但し、貨物は国内貨物搬入区（保管）環節輸出税還付制度を実施しない税関特殊監督管理区域あるいは保税監督管理場所から園区に転入する場合、貨物の実際離境の関連規定に基づき申告手続きを行い、転出地税関が輸出貨物通関申告書証明綴りを発給する。

第四十九条 園区とその他の税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所との間の貨物取引、移動は、輸出入環節と国内流通環節の関連税収を徴収しない。

第四章 園区入出輸送工具と従業員の携帯貨物、物品の監督管理

第五十条 輸送工具と従業員は税関指定の専用通路を通して園区に出入しなければならない。

第五十一条 園区とその他の港、税関特殊監督管理区域あるいは保税監督管理場所との間で出入する貨物に対しては、税関の記録或いは審査批准を経た輸送工具で輸送を行わなければならない。輸送担当者は税関の関連輸送工具及びその積載貨物の管理規定を遵守しなければならない。

第五十二条 園区と区外の非税関特殊監督管理区域あるいは保税監督管理場所との間の貨物の往来は、企業はその他の非税関監督管理車両を使って輸送を引き受けることができる。輸送引受車両が園区通路を進出するときは、税関で登記する必要がある、税関は貨物と輸送引受車両に対して調査、検査することができる。

第五十三条 下記の貨物は園区を出入するとき、税関規定に基づき関連手続きを行うとともに園区主管税関の調査後、園区企業が専門員を派遣して携帯する或いは自己輸送することができる。

- (一) 1万 USドル及びそれ以下の価値の小額貨物
- (二) 品質不合格により区外に再度輸送し返却交換する貨物
- (三) すでに輸入納税手続きを行った貨物
- (四) 企業が輸出税還付を要求しない貨物
- (五) その他の税関審査を経た貨物。

第五章 付 則

第五十四条 国際中継貨物とその他の別に規定する貨物を除き、国外から園區に搬入する貨物と園區から国外に搬出する貨物は税関輸出入統計に列挙する。区外から園區に搬入する貨物と園區から区外から園區に搬出する貨物は税関単独項目統計に列挙する。

園區企業間で譲渡、転移する貨物、及び園區とその他の税関特殊監督区域或いは保税監督管理場所との間を往来する貨物は、税関統計に列挙しない。

第五十五条 本弁法の下記の用語に含まれる意味

「園區総合事務区」とは、園區行政管理機構或いはその経営主体が園區企画面積内、囲い網外で投資建設し、税関、園區企業やその他の関連機構に提供して使用する事務、商務、通関、商品展示などの機能を有する場所を指す。

「拼装(LCL混載)」とは、国外から発送した国際コンテナ中継貨物が、中継港で保管する期間において、園區企業が貨物発送人の指示に基づき単独で流通性簡単加工と付加価値サービスを行う、或いは中継港所在国、地区のその他の輸入或いは輸出貨物と新たに組合せて混載した後、再度船積みし国外の同一目的港へ集中輸送する物流活動を行うことを指す。

「倉庫審査」とは、企業の申請を経て、税関が企業の実際倉庫保管を棚卸調査し、税関及び企業の電子帳簿の入、出、移転、保存を行うデータに対して対比確認を行う行為を指す。

「税関特殊管理区域」とは、国务院の批准を経て設立した保税区、輸出加工区、園區、保税港区およびその他の特殊監督管理区域を指す。

「保税監督管理場所」とは、税関の批准を経て設立した保税物流センター(A、B型)、保税倉庫、輸出監督管理倉庫及びその他の保税監督管理場所を指す。

第五十六条 本弁法規定に違反し、密輸或いは税関監督管理規定に違反した行為を構成する場合、税関は『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国税関調整処罰实施条例』の関連規定に基づき処理する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第五十七条 本弁法は税関総署が解釈の責任を負う。

第五十八条 本弁法は2006年1月1日より施行する。